

第42回 摂津市都市計画審議会

議案書

議案番号94 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更(摂津市決定)

議案番号95 都市計画審議会における北部大阪都市計画生産緑地地区の変更の取り扱い(指定の解除)について

議案番号96 「摂津市都市計画に関する基本的な方針(摂津市都市計画マスタープラン)」の改定について

日時:令和5年11月10日 16:00～

場所:摂津市役所 上下水道部2階 大会議室

議案番号 9 4 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（摂津市決定）

北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（摂津市決定）

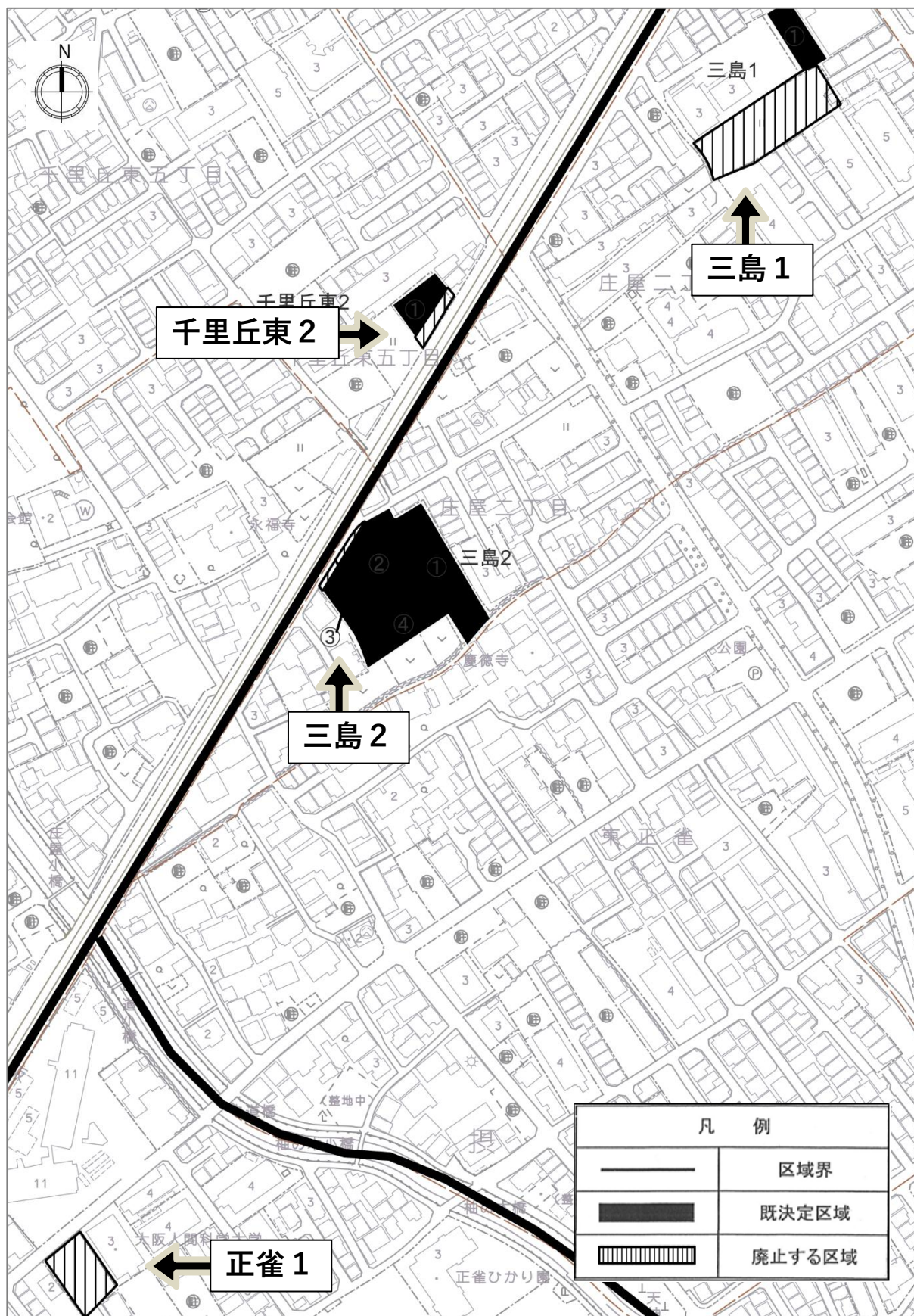
生産緑地地区を、次のように変更する。

番号	名 称	位 置	面 積	備 考
【行為制限解除及び公共施設等の設置による廃止】				
1	千里丘東2	摂津市千里丘東5丁目地内	約 0.04ha	区域変更
2	三島1	摂津市庄屋2丁目地内	約 0.05ha	区域変更
3	三島2	摂津市庄屋2丁目地内	約 0.36ha	区域変更
4	正雀1	摂津市正雀1丁目地内	—	廃止
5	一津屋8	摂津市一津屋2丁目地内	約 0.11ha	区域変更
6	一津屋9	摂津市一津屋2丁目地内	約 0.04ha	区域変更
7	一津屋11	摂津市一津屋1丁目地内	—	廃止
8	新在家2	摂津市鳥飼八防1丁目地内	約 0.35ha	区域変更
9	鳥飼下1	摂津市鳥飼下2丁目地内	—	廃止
10	鳥飼下2	摂津市鳥飼下2丁目地内	約 0.07ha	区域変更
11	鳥飼下3	摂津市鳥飼下2丁目地内	約 0.07ha	区域変更
12	鳥飼下11	摂津市鳥飼下3丁目地内	—	廃止
13	鳥飼中9	摂津市鳥飼中1丁目地内	—	廃止
14	鳥飼上1	摂津市鳥飼上5丁目地内	—	廃止
	小 計		約 1.09ha	
	千里丘1他91地区		約13.44 ha	変更なし
	合 計	100地区	約14.53 ha	

理 由

生産緑地法第8条第4項の規定に基づく公共施設等の設置、第14条の規定に基づく行為の制限の解除に伴い、本案の通り変更しようとするものです。

新旧対照図



1:2,500

0 15 30 60 90 120 メートル

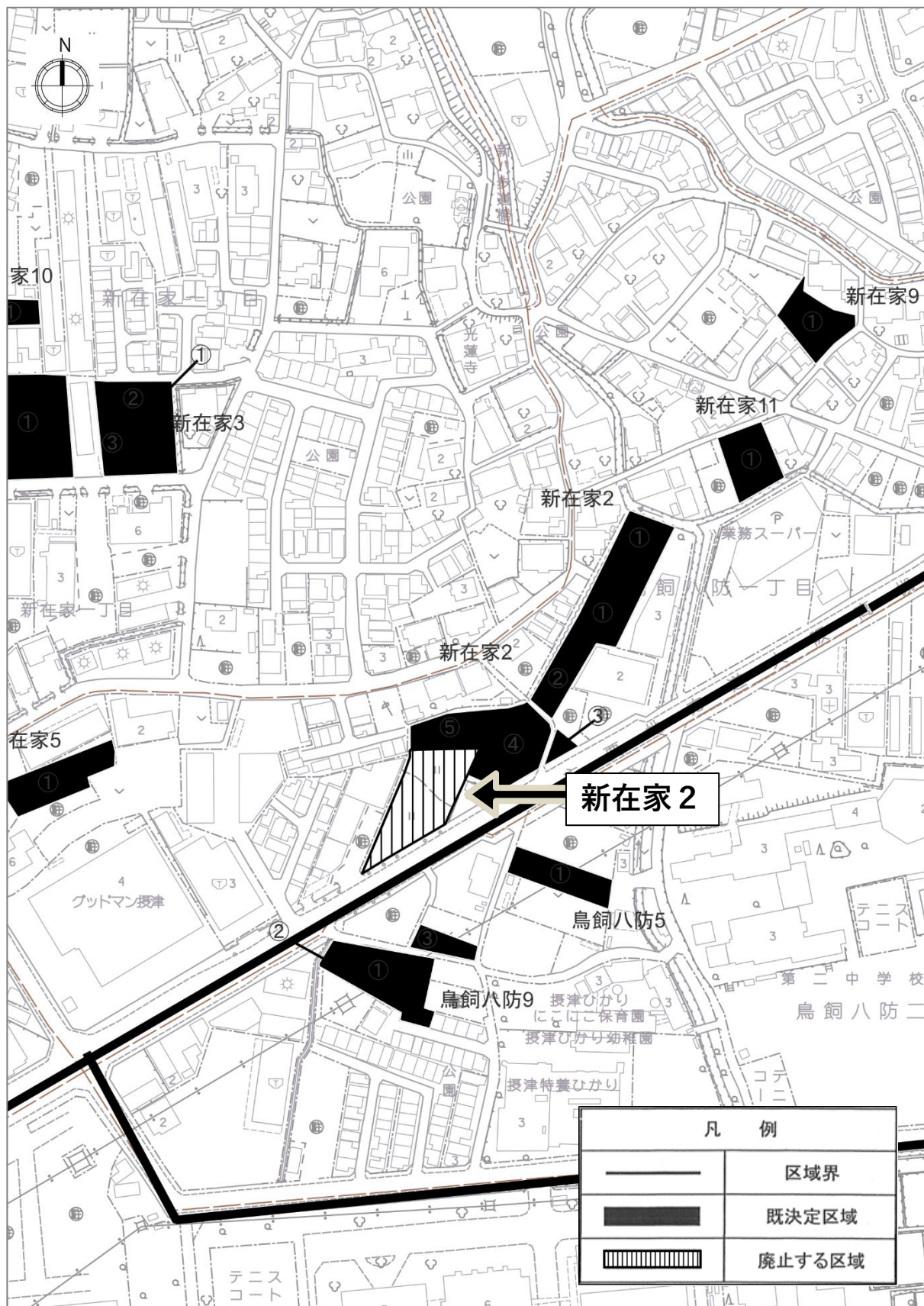
新旧対照図



1:2,500

0 15 30 60 90 120 メートル

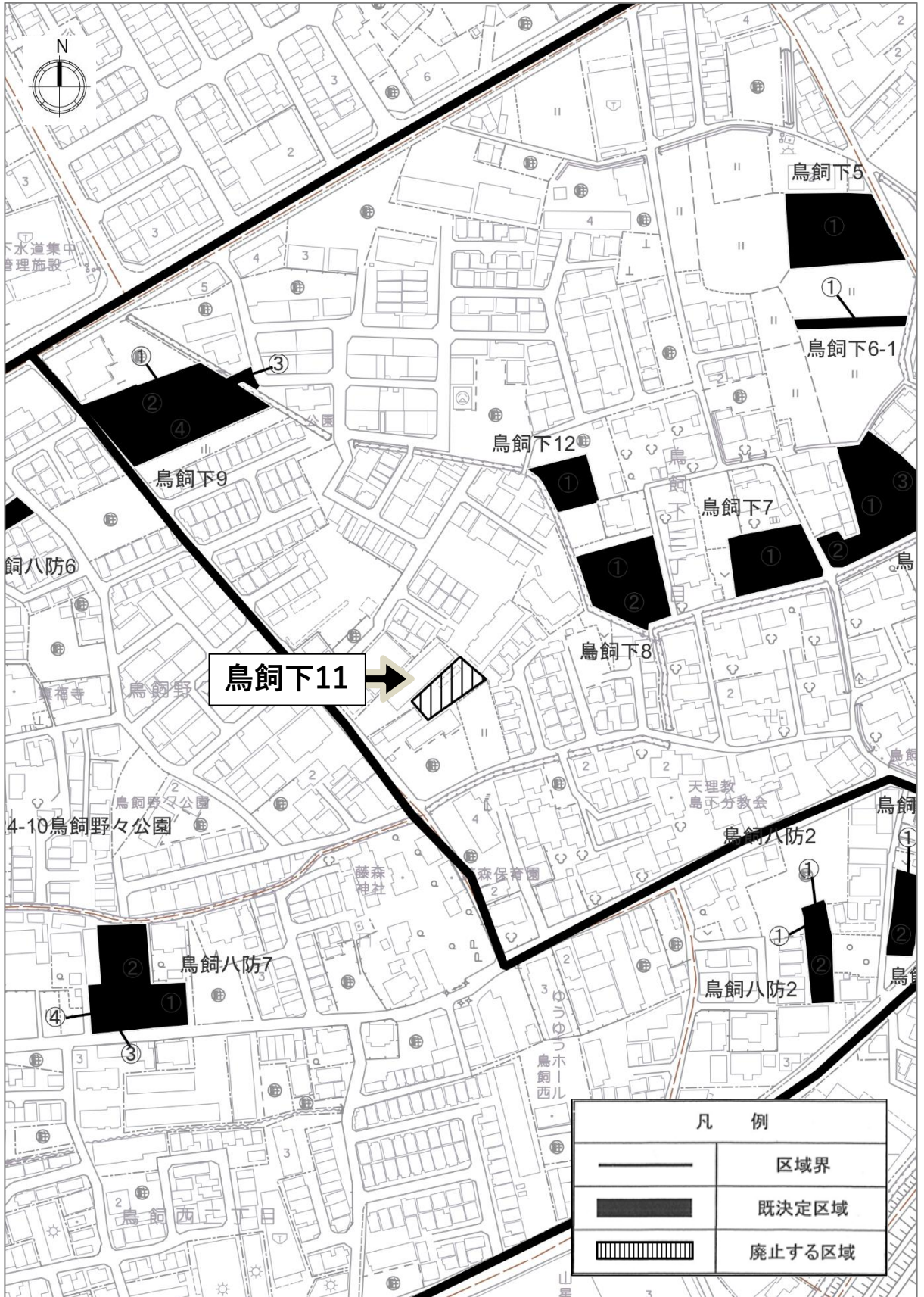
新旧対照図



1:2,500

0 15 30 60 90 120メートル

新旧対照図



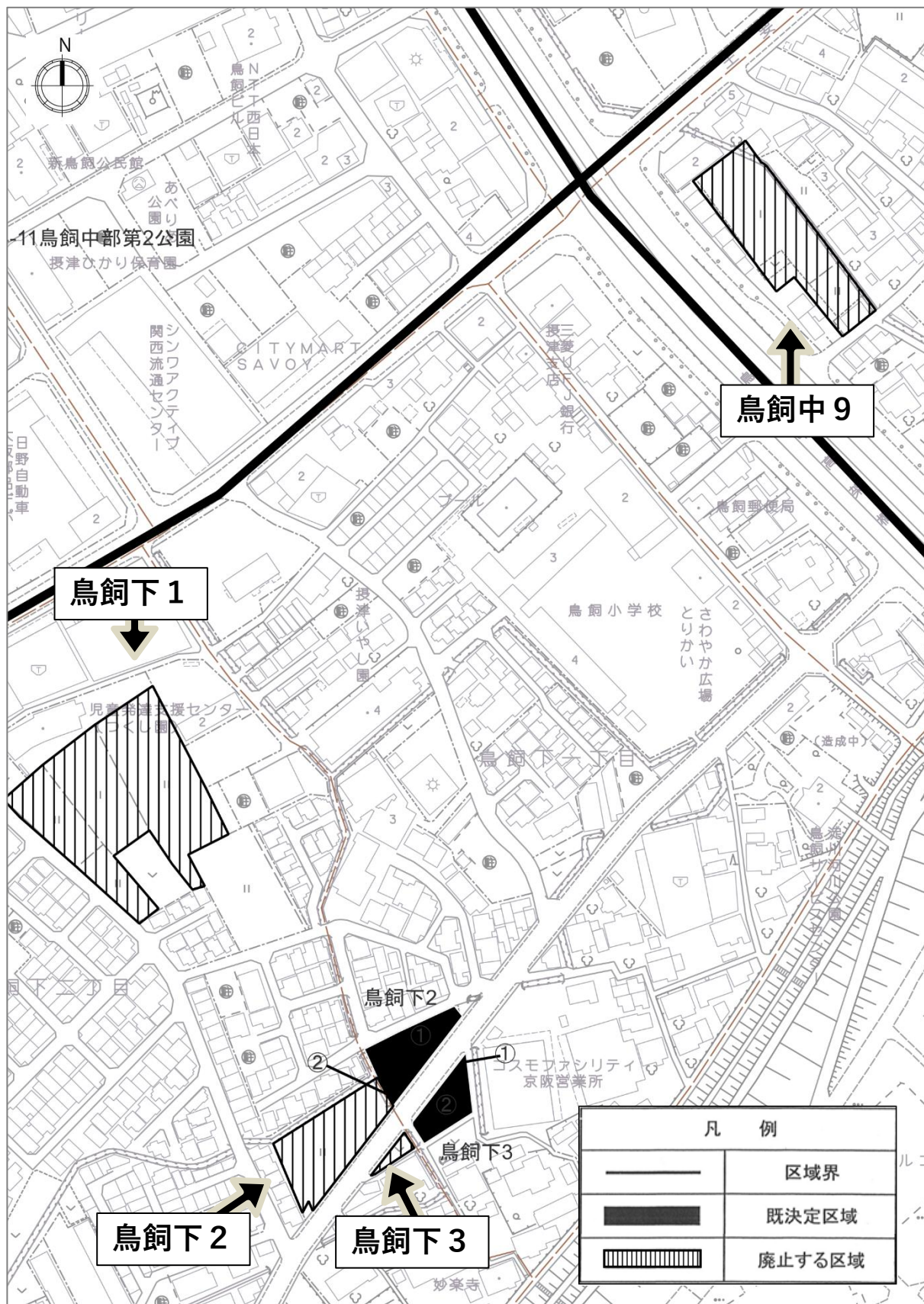
鳥飼下11

凡 例	
	区域界
	既決定区域
	廃止する区域

1:2,500

0 15 30 60 90 120メートル

新旧対照図



新旧対照図



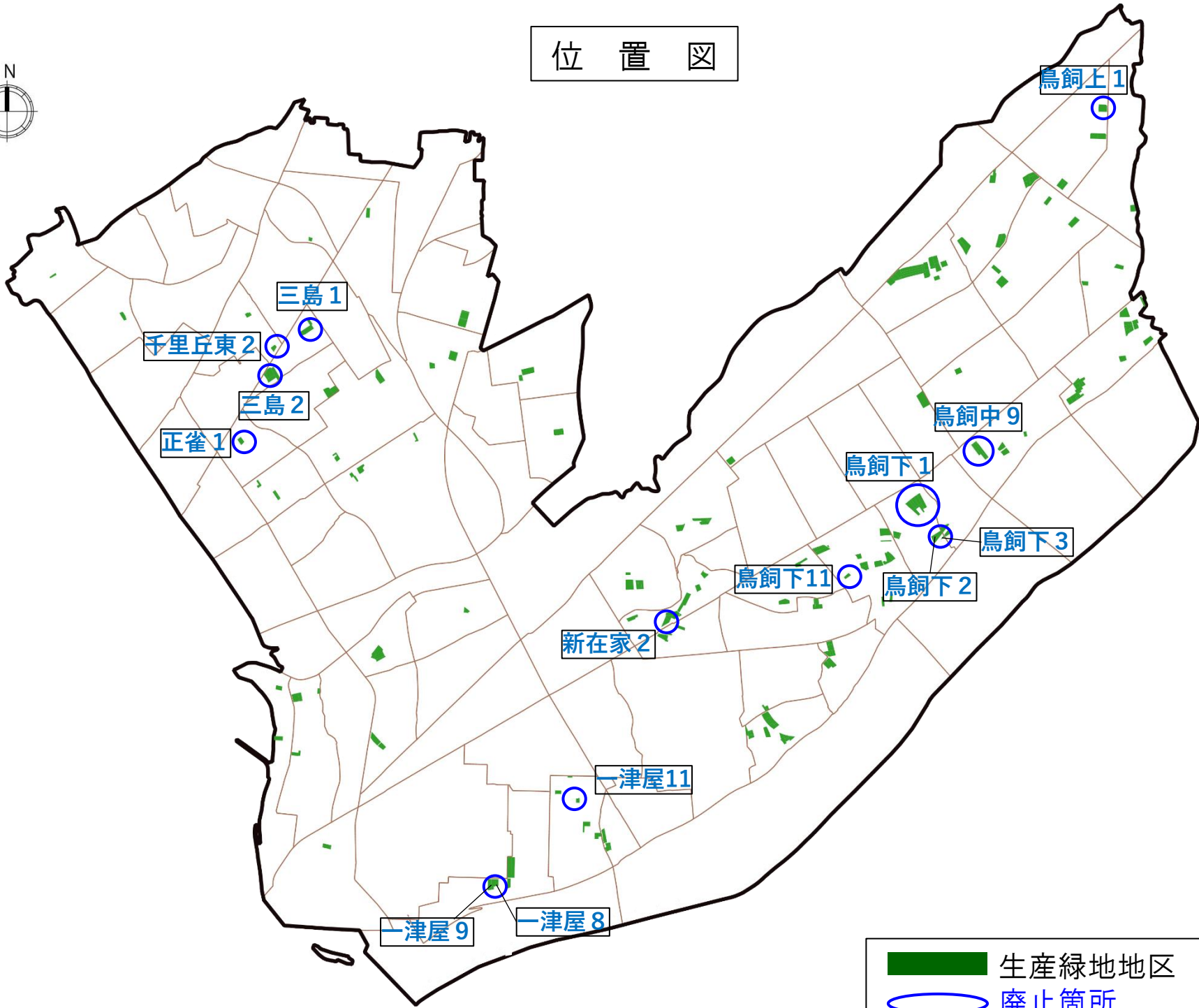
1:2,500

0 15 30 60 90 120 メートル

新 旧 対 照 表

名称	位置	変更前(ha) 変更後(ha) 面積	追 加・ 区域変更・ 廃止の別	備考
【行為制限解除及び公共施設等の設置による廃止】				
千里丘東2	千里丘東5丁目地内	約 $\frac{0.05}{0.04}$	区域変更	取得年月日 R4.11.1
三島1	庄屋2丁目地内	約 $\frac{0.20}{0.05}$	区域変更	解除年月日 R4.8.18
三島2	庄屋2丁目地内	約 $\frac{0.38}{0.36}$	区域変更	取得年月日 R4.10.13
正雀1	正雀1丁目地内	約 $\frac{0.07}{—}$	廃止	解除年月日 R5.4.20
一津屋8	一津屋2丁目地内	約 $\frac{0.16}{0.11}$	区域変更	解除年月日 R5.4.20
一津屋9	一津屋2丁目地内	約 $\frac{0.10}{0.04}$	区域変更	解除年月日 R4.12.16
一津屋11	一津屋1丁目地内	約 $\frac{0.03}{—}$	廃止	解除年月日 R5.2.4
新在家2	鳥飼八防1丁目地内	約 $\frac{0.47}{0.35}$	区域変更	解除年月日 R4.11.18
鳥飼下1	鳥飼下2丁目地内	約 $\frac{0.55}{—}$	廃止	解除年月日 R4.11.19
鳥飼下2	鳥飼下2丁目地内	約 $\frac{0.23}{0.07}$	区域変更	解除年月日 R5.3.1
鳥飼下3	鳥飼下2丁目地内	約 $\frac{0.08}{0.07}$	区域変更	解除年月日 R5.3.1
鳥飼下11	鳥飼下3丁目地内	約 $\frac{0.04}{—}$	廃止	解除年月日 R5.3.27
鳥飼中9	鳥飼中1丁目地内	約 $\frac{0.29}{—}$	廃止	解除年月日 R5.3.1
鳥飼上1	鳥飼上5丁目地内	約 $\frac{0.15}{—}$	廃止	解除年月日 R5.3.28
変更地区 合 計	14地区	約 $\frac{2.80}{1.09}$	計 追加 0地区 区域変更 8地区	
生産緑地 地 区 合 計	$\frac{106}{100}$ 地区	約 $\frac{16.24}{14.53}$	廃止 6地区	

位置図



■ 生産緑地地区
○ 廃止箇所

議案番号 9 5 都市計画審議会における北部大阪都市計画生産緑地地区の変更(指定の解除)の取り扱いについて

【提案内容】

都市計画を決定(変更)する場合、都市計画法第19条第1項及び第21条第2項の規定に基づき、都市計画審議会の議を経る必要がありますが、今後、北部大阪都市計画生産緑地地区の変更(指定の解除)につきましては、書面による開催とすることを提案するものです。

【提案理由】

1、都市計画決定された生産緑地地区につきましては生産緑地法第10条の規定による買取りの申し出があり、同法第14条の規定により買取りの申し出があった日から起算して3月以内に当該生産緑地の所有権の移転が行われなかったときは、当該生産緑地地区内における行為の制限が解除されます。

2、行為の制限が解除されると、農地転用や建築物等の新築が可能となるなど、生産緑地法第7条から第9条までの規定は適用されなくなります。ただし、都市計画法上の生産緑地地区の指定自体は残ったままとなります。行為の制限が解除された後の土地利用については、都市計画法上の指定が残ったままでも影響はありません。

3、都市計画法上の廃止の手続きにつきましては、前述のとおり都市計画審議会の議を経る必要がありますが、行為の制限が解除されるごとに、都市計画審議会を開催することは困難であると考えております。これらのことから都市計画法上の廃止に係る都市計画審議会の開催につきましては年1回にまとめて行っております。

4、都市計画審議会開催時点では、それらの生産緑地地区の多くが農地ではなくなっており、事務的に都市計画法上の指定を廃止するという手続きとなっておりますことから、書面開催とすることを提案するものです。

5、摂津市都市計画審議会条例第8条「この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。」とありますが、都市計画審議会の開催に関するものであるため、議案とさせていただきます。

都市計画審議会(書面開催)の流れ

- ①市から議案を都市計画審議会へ付議
- ②付議の内容から書面開催となる旨を会長へ説明
- ③開催通知送付(書面開催の旨連絡)
- ④議案説明・意見照会(事務局による説明の後、意見をいただく)
- ⑤意見をもとに答申作成、会長に確認
- ⑥答申

**議案番号 96 「摂津市都市計画に関する基本的な方針
(摂津市都市計画マスタープラン)」の改定について**

摂津市都市計画に関する基本的な方針を別添の資料のように改定いたしますので、摂津市都市計画審議会に諮問いたします。